

指定(介護予防)短期入所生活介護
地域密着型特別養護老人ホームおがわ苑

「重要事項説明書」

当施設は、利用者の方に対して(介護予防)短期入所生活介護のサービスを提供いたします。

事業所の概要や提供できるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明いたします。

目 次

1. 経営法人
2. 事業内容
3. 短期入所の対象となる方
4. 居室等の内容
5. 従業員の配置状況及び業務内容
6. 事業所が提供できるサービスと利用料金
7. 入所中の医療の提供について
8. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き
9. 介護事故発生時の対応について
10. 感染症対策の徹底
11. 褥瘡防止対策について
12. 高齢者虐待防止について
13. 苦情の受付について
14. 非常災害時の対策
15. 当施設利用の際の留意事項等

1. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人かおる会
- (2) 法人所在地 大阪市生野区生野東3-1-2
- (3) 電話番号 06-6741-1520
FAX 06-6741-1550
- (4) 代表者氏名 赤尾 滋樹
- (5) 設立年月日 平成14年12月4日
- (6) 第三者評価実施 無し

2. 施設内容

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)短期入所生活介護
- (2) 事業の目的 要介護(要支援)状態の利用者に、心身の状況を踏まえ、利用者の人格に十分配慮し、家庭環境等を踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切なサービスを提供する。また、在宅生活が継続できるように、家族等の介護を支援していく。
- (3) 事業所の名称 地域密着型特別養護老人ホームおがわ苑
- (4) 事業所所在地 大阪市生野区生野東3-1-51
- (5) 電話番号 06-6741-1500
- (6) 施設長 土屋 直也
- (7) 運営方針 ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、家庭的な、暖かい、心のごもったサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月日 平成30年5月1日
- (9) 利用定員 13床

3. 短期入所の対象となる方

居宅介護支援事業者の介護支援専門員が立案した居宅サービス計画書に基づいた利用形態となりますが、以下の方に関しては、受入れが困難となります。

- ・常時医療的処置の必要な方(持続点滴、気管切開等)
- ・鼻腔チューブでの経管栄養
- ・他のご利用者に感染するような感染症、伝染病保菌者。
- ・その他の事情により指定(介護予防)短期入所生活介護利用の対象外の方(該当する場合は説明いたします。)

4. 居室等の概要

当施設は、2階16床、3階15床、4階11床の居室があり、4人部屋、2人部屋、個室を選択することができます。ただし、利用される階はご利用者の身体状況や日常動作の様子、認知症の状況などにより決定させていただきます。

部屋・設備の種類		室数	備考
居室	4人部屋	8室	洗面所あり
	2人部屋	2室	洗面所あり
	個室	6室	洗面所、トイレ設置
共同生活室		3室	各階にあり、キッチン設置
トイレ	2階	4室	車椅子対応
	3階	3室	
	4階	3室	
浴室	個浴	2室	2階、4階に配置
	機械浴	1室	3階に配置
医務室		1室	2階に配置
静養室		1室	3階に配置(2ベット設置)

※ 上記内容は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に必要な義務付けられている施設・設備です。

※ 居室の変更 ご利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設で可否を決めさせていただきます。また、ご利用者の心身の状況により、居室の変更をする場合もあります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

5. 従業員の配置状況及び職務内容

当事業所では、ご利用者に対し(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する以下の職種の従業員を配置しています。(地域密着型介護老人福祉施設と併せて)

<従業員の配置状況>

職種	従業員数	国基準	備考
1. 施設長	1名	1名	
2. 医師	1名	1名	(非常勤)
3. 生活相談員	1名	1名	
4. 介護職員	20名	14名	(特養と合わせた人数)
5. 看護職員	2名	1名	
6. 介護支援専門員	1名	1名	
7. 栄養士	1名	1名	
8. 機能訓練指導員	1名	1名	(看護職員と兼務)
9. 事務職員			(状況に応じ配置)

<職務内容>

1. 施設長

施設の業務を統括する。

2. 医師

利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

3. 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助及び企画立案・実施に関する業務に従事する。

4. 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

5. 看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

6. 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務等に従事する。

7. 管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導業務に従事する。

8. 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導業務に従事する。

6. 事業所が提供できるサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。

A 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

利用料の大部分(通常9割～7割)が介護保険から給付されるサービス

B 介護保険の給付の対象とならないサービス(契約書第4条参照)

利用料の全額をご利用者に負担いただくサービス

<Aのサービス概要>

1) 食事

・当事業所では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のために離床して共同生活室にて召し上がっていただくことを原則としています。嚥下の状態により様々な形態の食事を提供いたします。

・基本食事時間は以下のとおりですが、個々のご利用者の希望や状態に合わせて、2時間程度の幅を持ち提供します。

(基本の食事時間)

・朝食 8:00 ～ 9:00 ・昼食 12:00 ～ 13:00

・夕食 18:00 ～ 19:00

2) 入浴

・入浴又は清拭を週2回以上行います。

・寝たきりの方でも機械を使った特殊な浴槽を使用して入浴することができます。

・入浴時のプライバシーの保護の徹底に努めます。

3) 排泄

・排泄の自立をできるだけ促すために、ご利用者の希望を尊重しながら身体能力を最大限に活用した援助を行います。

・排泄時のプライバシーの保護の徹底に努めます。

4) 機能訓練

・機能訓練指導員によりご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又は機能減退を防止するための訓練を実施します。

・集団プログラムも適時取り入れ、変化のある楽しみを持てる機能訓練を実施します。

5) 健康管理

・医師及び看護師が日々の健康管理を行います。

・口腔内の衛生を保持し日々健康に過ごしていただくために、口腔ケアを毎食後に実施します。また必要なお利用者には、歯科医、歯科衛生士の診察を受けた上で、嚥下状態を良くするために嚥下体操やアイスマッサージ等を取り入れていきます。

6) その他自立への支援

・寝たきり防止のためできるだけ離床に配慮いたします。

・生活リズムの確立のため、毎朝、夕の着替えを行えるよう配慮いたします。

・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容を行うよう援助します。

・ご利用者の人権を尊重して抑制廃止を実践しており、それに伴うリスクや内容について説明いたします。

7) 情報の開示

・ご利用者、ご家族の希望があれば下記の書類、記録等を開示いたします。務体制」「事故発生時の対応(リスクマネジメント指針)」「その他ご利用者、ご家族に役立つ情報のご希望がありましたら開示させていただきます。

※ 上記の記録の開示時間は日曜を除く午前9時から午後5時までとなっております。記録等の複写は実費相当額を負担していただきます。

8) 送迎

・ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から送迎を行う必要がある場合は、居宅と当事業所間の送迎サービスを提供します。通常の送迎の地域は以下の区域とする。

大阪市 生野区、天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、東成区、中央区、

浪速区、西成区の一部(北東部)、住吉区の一部(北東)

東大阪市一部(西部-JRおおさか東線より西側)

9) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります)

◇ 利用料(1日あたり、かつこ内は2又は3割負担)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
基本施設サービス費	6,561円	7,311円	8,106円	8,867円	9,618円	4,852円	6,038円
自己負担額(1割の方)	656円	731円	811円	887円	962円	491円	610円
自己負担額(2割の方)	1,312円	1,462円	1,621円	1,773円	1,924円	981円	1,221円
自己負担額(3割の方)	1,968円	2,193円	2,432円	2,660円	2,885円	1,472円	1,831円

- ◇ 利用料 連続61日以上短期入所生活介護を行った場合(1日あたり、かつこ内は2又は3割負担)
- ◇ 介護予防短期入所生活介護の場合、連続31日以上行った場合(1日あたり、かつこ内は2又は3割負担)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
基本施設サービス費	6,234円	6,985円	7,779円	8,541円	9,292円	4,809円	5,962円
自己負担額(1割の方)	623円	698円	778円	854円	929円	481円	596円
自己負担額(2割の方)	1,247円	1,397円	1,556円	1,708円	1,858円	962円	1,192円
自己負担額(3割の方)	1,870円	2,095円	2,334円	2,562円	2,788円	1,443円	1,789円

送迎加算	自宅送迎 片道につき200円 2割(400円)3割(601円)
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が基準より1人以上上回っていること。1日につき14円 2割(28円)3割(42円)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。1日につき19円 2割(39円)3割(58円)1日につき19円 2割(39円)3割(59円)
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師1名配置。1日につき4円 2割(9円)3割(13円)
看護体制加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の算定要件に加え、看護師と24時間連絡がとれる体制が必要。1日につき9円 2割(17円)3割(26円)
個別機能訓練体制加算	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置、入所者(利用者)ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること。1日につき61円 2割(122円)3割(183円)
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対して、看取り期におけるサービスの提供と事業所の取り組みを評価する加算。(死亡日及び死亡日以前30日以内に限り)1日につき70円 2割139円 3割209円
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	対象となる要介護度と各種加算合計の(Ⅰ)介護報酬単位数×2.7% (Ⅱ)、介護報酬単位数×2.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出ていること。介護報酬単位数×8.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出ていること。介護報酬単位数×1.6%
介護職員処遇改善等加算(Ⅰ～Ⅳ)	介護報酬単位数×(Ⅰ)14.0%(Ⅱ)13.6%(Ⅲ)11.3%(Ⅳ)9.0%
口腔連携強化加算	利用者の口腔機能の向上や誤嚥性肺炎の予防等を目的とし、歯科と医療の連携をさらに推進するための新しい加算月1回54円 2割109円 3割163円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ、Ⅱ)	介護現場の生産性を向上させるために、介護ロボットやICTなどのテクノロジーを活用し、質の高いケアを提供しながら職員の負担を軽減すること。(Ⅰ)107円/月 2割214円 3割322円 (Ⅱ)11円/月 2割21円 3割32円

◇ その他介護給付サービス加算

療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。9円/回 2割(17円)3割(26円)
-------	-----------------------------------------

<Bのサービス概要>

1) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

当施設では1日あたり1,547円をご負担いただきます。ただし、「介護保険負担額認定証」の発行を受けておられる方については、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

認定証の発行を受けている方			その他の方
第1段階	第2段階	第3段階(1)(2)	第4段階
300円/日	600円/日	(1)1,000円/日 (2)1,300円/日	1,547円/日

2) 居住に要する費用(光熱水費及び室料)(建物設備等の減価償却費等)

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)として下記の通りの額をご負担していただきます。ただし、「介護保険負担額認定証」の発行を受けておられる方については、その認定証に記載された居住費(1日あたり滞在費)の金額のご負担となります。

	認定証の発行を受けている方				その他の方
	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
従来型個室	320円/日	420円/日	820円/日	820円/日	1,171円/日
多床室	0円/日	370円/日	370円/日	370円/日	855円/日

※ 介護保険法の改定及び政・省令、条約の変更等による、介護報酬等の改定または利用者負担の変更等による利用料変更については、国や地方自治体からの告示・通知等の発出または事業者のお知らせ等の書面説明をもって、了承したものとみなします。尚、事業者の事情による利用料、内容変更については、改めて書面(お知らせ等)により同意を得るものとします。

3) レクリエーション・クラブ活動・外出行事等

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動、外出等に参加していただくことができます。これらにかかわる個人の所有となる物品、外食費等については自己負担とさせていただきます。

4) 複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。(消費税含)

5) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で負担することが適当である者については、実費をご負担いただきます。

6) 特別な食事(おやつ代行含める)

ご利用者の希望に基づいて特別な食事を提供いたします。利用料金は、要した費用の実費(消費税含)をいただきます。

7) 通常の送迎の実施地域を越える場合や自宅以外の送迎を行った場合

通常の送迎の実施地域を越える場合や自宅以外の送迎を行った場合で、以下のとおりの額の支払いが必要となります。

- ・事業所から片道10km未満 片道 500円
- ・事業所から片道10km以上 片道 800円

8) 居室にて持込みで電気製品を使用する場合は、電気代が1日20円(税込)必要となります。

9) 利用料金支払いの方法

前記の料金は毎月末締めで計算します。

10) 施設は、上記に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、ご利用者に対して、変更を行う1か月前までに説明を行い当該利用料を相当額に変更させていただきます。

< 請求及び支払方法 >

1) 請求書の送付

毎月10日過ぎに請求書を送付いたします。

2) 支払い方法

以下の方法で毎月20日までにお支払いをお願いいたします。

(1) 現金での支払い

- ・午前9時から午後5時までの間に1階事務所へ現金をお持ちください。
- ・送迎時に従業者に渡していただくことも可能です。
- ・現金確認後、その場で領収書を発行させていただきます。

(2) 金融機関・ゆうちょ銀行での口座振替（長期利用の場合）

口座振替による料金お支払いをご希望の利用者様は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（口座振替依頼書）」にご記入、ご捺印の上、当所へ原本を郵送かIF事務所へ持参していただくよう宜しくお願いします。（事務所受付9:00～17:00）施設に住所変更をされた方は、通帳の住所変更をお願いいたします。

- ・毎月20日に口座振替させていただきますので入金しておいてください。

（月によって口座振替が、20日前後になる場合もあります。）

- ・領収書は口座振替確認後、請求書郵送時に同封させていただきます。

7. 入所中の医療の提供について

1) 当施設の嘱託医師

嘱託医師	阪上 千博
診療科	内科
診察日	毎週 月・火 1回あたり2時間以上

2) 協力医療機関

医療機関名称	阪上医院
所在地	大阪府大阪市生野区小路東3-13-29
電話番号	06-6753-2465
診療科	内科

3) 協力医療機関

医療機関名称	医療法人 つつみ眼科
所在地	大阪市生野区生野西4-21-10
電話番号	06-6716-1223
診察日	随時

4) 協力歯科医院

医療機関名称	医療法人 健志会 ミナミ歯科クリニック
所在地	大阪市淀川区西中島5-12-15
電話番号	06-6309-8830
診察日	毎週(月曜日)

※ 基本的には、短期入所期間に医療が必要になった場合は、ご利用者が日常的にかかっておられる主治医の診察を受けることが最良の方法であると考えています。よって、いったん、利用を終了して在宅へ戻ることのご協力をお願いいたします。

10. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

当事業所ではサービス提供にあたっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ない事由が生じた場合は、ご利用者及びご家族に状況を説明、同意を得た上で下記の手続きにより実施いたします。

- 1) リスク管理委員会(身体拘束廃止委員会)を設置し、毎月委員会を開催し身体拘束に廃止に向けた取り組みを随時検討し、従業者研修を行い従業者の意識を啓発するものとします。
- 2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- 3) ご利用者及びご家族に説明し、その他の方法がなかったかどうか改善方法を検討します。
- 4) 身体拘束の必要が無くなった時点で直ちに拘束を中止し、安全確保に努めます。

11. 介護事故発生時の対応について

事業所内において、ご利用者の予期せぬ事故が発生した時は次のとおり、迅速かつ適切な対応により円滑、円満な解決に努めます。

1) 最善の処置

介護事故が発生した場合は、ご利用者に対して可能な限りの救急処置を行うとともに看護師を呼び最善の処置を行います。

2) 管理者への報告

速やかに管理者に報告するとともに事業所では対応できない場合には看護師等の指示で協力医療機関等へ搬送します。

3) ご利用者及びご家族への説明

処置が一段落すればできるだけ速やかにご利用者、ご家族等に状況を説明し、申出についても誠実に対応します。

4) ご利用者及びご家族への損害賠償

介護事故により施設が損害賠償責任を負った場合は、誠意をもってご利用者及びご家族に対して保証いたします。

5) 事故記録と報告

ご利用者への処置が完了後、速やかに事故報告書を提出し、リスク管理委員会を開催し、再発防止対策に努めます。(その症状、発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合その程度に応じ施設の損害賠償責任は軽減されます。)

6) 行政機関への報告

骨折、死亡事故等重大な事態が発生した場合は速やかに関係機関へ報告します。

7) 事故が発生しないようにリスク管理委員会を設置し、毎月1回開催し、その結果について全従業者に周知徹底をはかります。また、事故予防、リスクマネジメント等の研修を定期実施し介護事故ゼロに努めます。

12. 感染症対策の徹底

事業所において感染症又は食中毒が発生、蔓延しないように下記の処置を講じます。

- 1) 事業所内における感染症又は食中毒の予防、蔓延防止のための対策を検討する委員会(リスク管理委員会)を毎月定期開催するとともに、その結果について全従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 事業所における感染症又は食中毒の予防、蔓延の防止のための感染症マニュアルを整備して、感染症対策についての研修を定期的実施します。

13. 褥瘡防止対策について

施設は褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行うとともにその発生を防止するための体制を整備します。

- 1) ご利用者の生命及び人権を尊重し、生活の質の向上のため、褥瘡を作らない看護・介護を行います。
- 2) 褥瘡予防の正しい知識と技術、発生時の治療法・処置・ケアの対策について啓蒙、統一的な情報管理を行います。
- 3) 施設における褥瘡防止のためのマニュアルを整備して、褥瘡予防対策についての研修を定期的実施します。

14. 高齢者虐待防止について

施設は、ご利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため下記のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- 2) 個別援助計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15. 苦情の受付について

提供する介護サービスについてご利用者、ご家族等から苦情が寄せられた時は、下記のとおり迅速かつ的確な対応により適切な解決に努めます。

1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。

(2) 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

尚、第三者委員の立会いによる話し合いは下記のとおりです。

- ・第三者による苦情内容の確認
- ・第三者による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項の確認

当施設の 苦情受付窓口	担当者	宮本 美江(主任)
	所在地	大阪市生野区生野東3-1-51
	連絡先	TEL 06-6741-1500 FAX 06-6741-1530
	受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
苦情解決責任者	担当者	土屋直也(施設長)
第三者委員の 苦情受付窓口	担当者	吉岡 富雄 (06-6751-7386)
		内山 晶廣 (06-6731-3488)

2) 行政機関、その他苦情の受付期間

※ 本法人で解決できない苦情は行政機関、その他苦情受付機関に申し立てることができます。

生野区役所保健福祉 センター保健福祉課介 護保険グループ	住所、電話	大阪市生野区勝山南3-1-19(06-6715-9859)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時半 (土、日、祝日休み)
大阪市福祉局高齢者 施策部介護保険課 指定指導グループ	住所、電話	大阪市中央区船場中央3-1-7-331(06-6241-6310)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時半 (土、日、祝日休み)
おおさか介護サービス 相談センター	住所、電話	大阪市天王寺区東高津町12-10(06-6766-3800)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土、日、祝日休み)
大阪府国民健康保険 団体連合会 介護保険室介護保険 課	住所、電話	大阪市中央区常磐町1-3-8FNビル(06-6949-5418)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土、日、祝日休み)

16. 非常災害時の対策

- 1) 別途に定める「地域密着型特別養護老人ホームおがわ苑消防計画」に則り、対応を行います。
- 2) また、年2回以上夜間及び日中の災害を想定した避難誘導訓練をご利用者も参加して実施します。そのうち年1回以上は消防署立会いのもとで避難訓練を行います。
- 3) 防災設備については消防法に基づき必要な設備を完備しています。
- 4) 日頃の消防設備点検については防火管理者を置き点検しています。

17. 当該施設利用の際の留意事項等

1) 来訪、面会について

来訪者は事務所にてその都度面会簿に必要事項をご記入の上、スリッパに履き替えてお上がりください。面会時間は緊急の場合を除き午前9時30分から午後8時までとなっております。ただし、インフルエンザ・コロナウイルス感染等時、その他体調不良時の面会をご遠慮ください。車で来苑の場合は施設の駐車場をご利用いただき、施設前の路上駐車は絶対にしないようお願いいたします。

2) 外出

外出希望の場合は、必ず行先と帰苑時間を従業者にお伝えください。食事のキャンセルは、朝食は前日の18時まで、昼食は当日の10時まで、夕食は当日の15時までとなりますのでご注意ください。

3) 居室、設備器具の使用

施設内の居室、設備及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただく場合があります。

4) 喫煙

施設内は全館禁煙となっております。定められた場所以外での喫煙はお断りします。

5) 迷惑行為等

騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為をご遠慮ください。また、むやみに他の方の居室等に立ち入らないようにしてください。

6) 宗教活動及び政治活動等

施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動をご遠慮ください。

7) 動物飼育

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

8) 個人情報の保護について

ご利用者に対するサービス向上や支援のために様々な個人情報が必要になりますが、ご利用者との確かな信頼関係を築き、安心して施設介護サービスを受けていただくために、施設では個人情報の保護に十分に注意を払い個人情報の安全な管理を行います。

- 指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人かおる会
地域密着型特別養護老人ホームおがわ苑

説明職員 職種 氏名 印

-
- 私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を確かに受けました。

令和 年 月 日

ご利用者 住所

氏名 印

ご家族 住所
又は代理人

氏名 印

